

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000196号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100007号

第1 結論

平成6年*月から平成8年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年*月から平成8年3月まで

私は、大学入学のために海外から帰国し、平成6年*月にA市に転入したが、しばらくの間は役所へ行くことができず、平成7年6月20日にA市B庁舎で転入手続をするとともに請求期間に係る国民年金の免除申請を行った。

その後、平成7年8月にB庁舎又はC庁舎へ行き、免除手続の状況について確認を行ったが、担当者が不在であり、電話で連絡すると言われたにも関わらず、電話は掛かってこなかった。

また、平成7年12月15日にA市を転出する手続を行うためC庁舎又はD庁舎へ行った際に、免除申請手続の進捗状況を確認したが、免除になっていないのではないかと言われた。そこで、申請書を提出したB庁舎に電話をしたところ、担当者が代わって状況がよく分からないが、きちんと遡って対応すると言われ、その後も、平成8年7月2日にB庁舎へ出向き、再度、調査と対応を依頼した。

平成9年10月28日にはC庁舎へ行き、免除手続の進捗を改めて確認した。その際、「手続が完了していない。今からこの場で手続すると遡った期間の分は対応できない。」と言われたが、私としては手続をしていたものと思ったため、手続をしなかった。

さらに、E市で転入の手続を行った際に、新たに免除申請を行い、A市での手続が完了していないことを相談したところ、年金事務所の問い合わせ制度を紹介してもらい、郵送で何度か事情を記載し送付している。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成6年*月にA市へ転入したが、住民票を異動し、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったのは平成7年6月20日である旨回答しているところ、戸籍の附票によると、請求者は平成6年*月*日にA市に住所を定めていることが確認でき、請求者から提出のあった1995年、1996年及び1997年の手帳のうち1995年(平成7年)の手帳には、同年6月20日の欄に「住民票入れた」「市役所」と記載されている。

また、請求者から提出された書面によれば、請求者は、請求期間に係る保険料の免除申請を

行った後、申請についての進捗状況をA市に対して複数回確認していると回答し、手帳にもA市の庁舎名及び「ねんきんかくにん」及び「年金」と記載があるほか、日本年金機構に対しても長期間に渡り記録訂正を申し出ていると陳述しているところ、何度もやりとりをしている中で、自身が保管していた請求期間に係る免除申請書の控えを返信用封筒に入れて送付した旨陳述している。

しかしながら、国民年金法第90条及び学生に係る保険料免除基準によれば、保険料の免除の期間は、月を単位として、免除の申請のあった日の属する月の前月から免除の申請のあった日の属する年度の末月までの間において必要と認められる月までとされていることから、請求者が請求期間の免除申請を行ったとする平成7年6月時点において、請求期間のうち、平成6年*月から平成7年4月までの期間の保険料については、免除申請を行うことはできない。

また、オンライン記録によれば、請求者に係る平成8年4月から平成9年3月までの期間の申請免除手続は、平成8年5月30日に行われていることが確認できる上、請求者が初めて国民年金の被保険者となった平成6年*月*日の被保険者資格の取得処理年月日が平成8年8月29日であることが確認できることから、請求者の国民年金手帳記号番号は、同年5月から同年8月までの間に払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に加入手続を行ったと考えられるところ、当該加入手続時点においては、請求期間に係る免除申請を行うことはできないほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行っても、同年5月から同年8月までの間に払い出されたと推認できる国民年金手帳記号番号以外に、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市は、保存期限を経過しているため、請求者が国民年金の加入手続及び免除申請を行ったこと並びに請求者が同市へ免除申請の処理状況について説明を求めたことを確認できる資料はないと回答しているほか、日本年金機構は、年金相談・手続受付票及び当時の相談事蹟・届書の管理簿が保存されていないことから、請求者が主張する免除申請書控えの受付等の経過について確認することはできない旨回答している。

加えて、請求者は、E市へ転入した際にも、国民年金保険料の免除申請を行い、A市における免除申請手続が未完了の状況であることを相談し、年金事務所の問い合わせ制度を紹介してもらった旨主張しているところ、戸籍の附票によると、請求者は平成7年12月15日にE市へ住所を定めていることが確認できるが、E市は、保存期限経過のため、請求者の国民年金の加入手続及び免除申請書の届出状況を確認できる資料並びに請求者に年金事務所の問い合わせ制度を紹介したことを確認できる資料はないと回答している。

このほか、請求期間の国民年金保険料について、免除されていたことを示す関連資料はなく、免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000673号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100006号

第1 結論

平成11年7月及び同年8月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年7月及び同年8月

請求期間の国民年金保険料については、誰がどのように納付したかは覚えていないが、請求期間の直前までは母親の銀行口座から口座振替により国民年金保険料を納付しており、請求期間を含めて国民年金保険料は全て納付しているはずである。

私の個人情報が漏洩し、年金事務所の職員から納付記録について確認の連絡があった際、未納期間がない旨伝えられたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、請求期間当時、請求者の母親が記録していた会計簿の写し(以下「会計簿」という。)を提出しており、当該会計簿は平成11年当時のものと推認できるところ、5月31日及び6月30日の日付の欄に「名前年金13,300」と記載されており、当該日付及び金額は、請求者から提出された平成11年5月分及び同年6月分の国民年金保険料振替済通知書の振替日及び国民年金保険料と一致している。

また、会計簿における請求期間の7月及び8月の欄には「名前20,000」と記載されており、請求者の母親は、7月以降の「名前20,000」の記載については、国民年金の保険料として請求者に渡した2万円であると思う旨陳述している。

しかしながら、請求者は、会計簿に記載された「名前20,000」について、母親から私に振り込んでもらったか、実家に帰省したときに渡されたとしているが、請求期間の国民年金保険料については、誰がどのように納付したか記憶にない上、請求者の母親も請求期間の保険料納付については、記憶にない旨陳述していることから、当該記載のみでは請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを推認することはできない。

また、請求者は、年金事務所において請求者の個人情報が漏洩し、年金事務所の職員から納

付記録について確認の連絡があった際、未納期間がない旨伝えられたと陳述しているところ、日本年金機構は、請求者の陳述内容を裏付ける記録は確認できなかったと回答している。

さらに、請求期間は基礎年金番号が導入された、平成9年1月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該納付記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。